

青森県告示第八百二十号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第六条第一項の規定により平成二十八年十一月二十八日青森県告示第七百三十九号で規制した次に掲げる区域等について、平成二十八年十二月二十七日その規制を解除したので、同条第四項において準用する同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

一 規制されていた区域

青森市大字後潟字後潟山、字大原、字平野、大字小橋字伊沢、字田川、大字四戸橋字磯部、字富田、大字六枚橋字不浪知、字山越、字六枚橋山、字磯打
東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干、大字中沢字池田、字浪返、大字長科字浦田、字川瀬、字鶴嶋、大字蓬田字汐越

二 規制されていた期間

平成二十八年十一月二十八日から同年十二月二十六日まで

三 規制の内容

- 1 家畜（鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。）の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止
- 2 食鳥処理場又はG.P.センターの事業を行うこととの禁止
- 3 ふ卵をすることの禁止